付2 主な用語の解説

● 就業状態

15歳以上の者を、ふだんの就業・不就業の状態により、次のように区分した。



〈就業状態の捉え方〉

国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査では、ふだんの就業・不就業の状態を把握している。

有業者・・・ ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日(平成24年10月1日)以降も していくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者

なお、家族が自家営業(個人経営の商店、工場や農家など)に従事した場合は、その家族が 無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。

無業者・・・ ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか 仕事をしていない者

● 従業上の地位

有業者を、次のように区分した。

自営業主・・・・・・・ 個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自

分で事業を営んでいる者

家族従業者・・・・・・・・・ 自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている者

なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者についても家

族従業者としている。

雇用者・・・・・・・・・ 会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公

庁、個人商店などに雇われている者

会社などの役員・・・・・ 会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事な

どの役職にある者

● 雇用形態

「会社などの役員」以外の雇用者を、勤め先での呼称によって、「正規の職員・従業員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の7つに区分した。

なお、「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「非正規の職員・従業員」として表章している。

正規の職員・従業員・・・ 一般職員又は正社員などと呼ばれている者

に近い名称で呼ばれている者

アルバイト・・・・・・・・ 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近

い名称で呼ばれている者

労働者派遣事業所の派遣社員・・・労働者派遣法(昭和60年法律第88号)に基づく労働者派遣事業所

に雇用され、そこから派遣されて働いている者ただし、港湾運送業務

など一部業務に従事する者は含めない。

の定めのある者

嘱託・・・・・・・・・・ 労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い

名称で呼ばれている者

その他・・・・・・・ 上記以外の呼称の場合

● 産業

産業は、就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣法に 基づく人材派遣企業からの派遣社員については、派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類(平成19年11月改訂)に基づき、就業構造基本調査に適合するよう に集約して編集したものを用いている。

● 職業

職業は、就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定めた。職業分類は、日本標準職業分類 (平成21年12月改訂)に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものを用いて いる。

● 年間就業日数、就業の規則性及び週間就業時間

200日以上就業者・・・・・1年間を通じて200日以上働いている者 200日未満就業者・・・・・1年間を通じて働いている日数が200日未満の者

また、200日以上就業者及び200日未満就業者のうち規則的就業者について、週間就業時間を調査した。この「週間就業時間」は、就業規則などで定められている時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間をいう。

● 求職活動の有無

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」について、 実際に仕事を探したり、準備したりしているかどうかによって、求職者と非求職者とに区分した。

「仕事を探したり、準備したりしている」とは、インターネットの求人・求職サイトや新聞広告の求人欄・求人情報誌を見て応募したり、公共職業安定所や民間職業紹介所に申し込んだり、直接人に頼んで仕事を探してもらっている場合やその結果を待っている場合、また、労働者派遣事業所に登録して仕事がくるのを待っている場合や、事業を始めるための資金、資材、設備の調達などの準備をしている場合をいう。